

消費税申告期限延長届出書

○
収受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地			
			(〒 -)		
			(電話番号 - -)		
		(フリガナ) 名 称 及 び 代 表 者 氏 名			
_____ 税務署長殿		法 人 番 号			
下記のとおり、消費税法第45条の2 第1項 に規定する消費税申告書の提出期限の特例の適用 を受けたいので、届出します。					
事 業 年 度	自 月 日 至 月 日				
適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				
適用要件等の確認	法人税法第75条の2 に規定する申請書の提出有無			有 ・ 無	
	国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例の 適用を受けていない			<input type="checkbox"/> は い	
参 考 事 項					
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)				

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号 確認		通 信 日 付 印	確
							年 月 日	認
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

消費税申告期限延長届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、消費税の確定申告書を提出すべき法人（法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人に限ります。）が、消費税の確定申告の期限を延長しようとする場合に提出するものです（法45の2①）。

（注）1 法第60条第8項の規定（国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例）の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。

2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、法第42条第1項、第4項若しくは第6項の規定による中間申告（この特例の適用を受ける課税期間の開始の日から同日以後2月を経過した日の前日までに終了した同条第1項に規定する1月中間申告対象期間に係る中間申告を除きます。）又は法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号若しくは第4号の2に規定する課税期間（事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。

3 この特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

2 提出時期等

この届出書は、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けようとする事業年度（通算法人の場合にあつては、その提出をした日が事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその事業年度を含みます。）終了の日の属する課税期間の末日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

（注）提出をした日の属する事業年度（通算法人の場合にあつては、その提出をした日が事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその事業年度を含みます。）終了の日の属する課税期間から特例が適用されます。

3 記載要領

- (1) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します。
- (2) 「適用開始課税期間」欄には、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
- (3) 「適用要件等の確認」欄は、この届出書の提出要件を満たしているか確認の上、記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (5) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。